

会計基準Digest

会計基準を巡る動向 2015年12月号

会計基準Digestは、日本基準、エンドースメントされたIFRS(日本)、IFRS及び米国基準の主な動向についての概要を記載したものです。



1. 日本基準

■ 会計基準等の公表(企業会計基準委員会(ASBJ))


【最終基準】

ASBJ、企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」を公表

企業会計基準委員会(ASBJ)より、公開草案を経て、平成27年12月28日に、企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(以下、「本適用指針」という)が公表された。

我が国における税効果会計に関する会計基準には、「税効果会計に係る会計基準」があり、また、これを受けて日本公認会計士協会(JICPA)から公表されている会計上の実務指針及び監査上の実務指針があるが、ASBJでは、このうちJICPAから公表されている実務指針をASBJに移管するための審議を行っていた。

今般公表された、本適用指針は、主に日本公認会計士協会 監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」において定められている繰延税金資産の回収可能性に関する指針について、基本的にその内容を引き継いだ上で、必要と考えられる点について見直しが行われている。

 本適用指針は、平成28年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用する。ただし、平成28年3月31日以後終了する連結会計年度及び事業年度の年度末に係る連結財務諸表及び個別財務諸表から適用することができる。

【あずさ監査法人の関連資料】

- [会計・監査ニュースフラッシュ](#)

【公開草案】

ASBJ、企業会計基準適用指針公開草案第55号「税効果会計に適用する税率に関する適用指針(案)」を公表

ASBJは、平成27年12月10日に、企業会計基準適用指針公開草案第55号「税効果会計に適用する税率に関する適用指針(案)」を公表した。

ASBJでは、平成27年5月に企業会計基準適用指針公開草案第54号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針(案)」を公表後、日本公認会計士協会における税効果会計に関する実務指針のうち回収可能性適用指針に含まれなかったものについて、ASBJに移管するための審議を行っている。このうち、税効果会計に適用する税率の取扱いについては、実務上の課題があるため、他に先行して適用指針の開発が行われたものである。



コメントの締切りは平成28年2月10日である。

【あずさ監査法人の関連資料】

- [会計・監査ニュースフラッシュ](#)

日本基準についての詳細な情報、過去情報は
[あずさ監査法人のウェブサイト\(日本基準\)](#)へ

2. 修正国際基準

■ 会計基準等の公表(企業会計基準委員会(ASBJ))

【最終基準】

該当なし

【公開草案】

該当なし

修正国際基準についての詳細な情報、過去情報は
[あずさ監査法人のウェブサイト\(修正国際基準\)](#)へ

3. IFRS

■ 会計基準等の公表

(国際会計基準審議会 (IASB)、IFRS解釈指針委員会)

【最終基準】

会計基準「IFRS第10号及びIAS第28号の改訂の発効日」の公表
(2015年12月17日 IASB)

本会計基準は、2014年9月に公表された会計基準「投資者とその関連会社または共同支配企業との間の資産の売却または拠出 (IFRS第10号及びIAS第28号の改訂)」(以下、「2014年9月改訂」)の発効日を、期間を定めずに延期することを規定している。

IASBは、発効日を延期する主な理由として、現在進行中である持分法の会計処理に関するリサーチ・プロジェクトの結果を踏まえて行われる可能性のあるIAS第28号の改訂と2014年9月改訂の発効日を一致させることを挙げている。

なお、2014年9月改訂の早期適用は、引き続き認められる。

【あずさ監査法人の関連資料】

- [IFRSニュースフラッシュ](#) (2015年12月18日発行)

【公開草案】


公開草案 (ED/2015/11)「IFRS第9号『金融商品』とIFRS第4号『保険契約』の適用 (IFRS第4号の改訂案)」の公表 (2015年12月9日 IASB)

本公開草案は、IFRS第9号の適用日と新しい保険契約に関する会計基準の適用日が異なることに対する市場関係者の懸念に対処するために公表された。

本公開草案は、現行IFRS第4号を改訂し、以下の規定を導入することを提案している。

1. その主要な活動がIFRS第4号の適用範囲に含まれる契約を発行することである企業に対し、IFRS第9号の適用を一時的に免除する (IFRS第9号の一時的な適用免除)。ただし本規定は2021年1月1日より前に開始する年次報告期間についてのみ有効である。
2. IFRS第4号の適用範囲に含まれる契約を発行する企業に対し、適格金融資産から生じる収益又は費用の一部を当期純利益からその他の包括利益に振り替えることを認める (上書き (overlay) アプローチ)。

ただし、IFRS初度適用企業に対しては、上記のIFRS第9号の一時的な適用免除及び上書きアプローチのいずれの使用も禁止することを提案している。

 IFRS第9号の一次的な適用免除については2018年1月1日以降開始する年次報告期間、上書きアプローチについてはIFRS第9号を最初に適用する期からとすることが提案されている。コメントの締切りは2016年2月8日である。

【あずさ監査法人の関連資料】

- [IFRSニュースフラッシュ](#) (2015年12月15日発行)

IFRSについての詳細な情報、過去情報は
[あずさ監査法人のウェブサイト \(IFRS\)](#)へ

4. 米国基準

■ 会計基準等の公表 (米国財務会計基準審議会 (FASB))

【最終基準 (会計基準更新書 (Accounting Standards Update; ASU))】
該当なし

【公開草案 (会計基準更新書案 (ASU案))】

(1) ASU案「公正価値測定: 開示フレームワークに基づく、公正価値測定に関する開示要求事項の変更」(2015年12月3日 FASB)

本ASU案は、財務諸表注記における開示の有効性の改善に取り組む開示フレームワークプロジェクトの一環で公表されたものである。2014年3月に公表された財務会計概念書 (案)「財務報告に関する概念フレームワーク第8章『財務諸表の注記』」に基づき分析を行った結果、公正価値測定に関して要求される開示事項につき変更を提案するものである。改訂の適用日は、公開草案に対するコメントを踏まえて決定する予定である。



コメントの締切りは2016年2月29日である。

【あずさ監査法人の関連資料】

- あずさ監査法人はこのASU案に関するDefining Issuesを近日中に公表する予定である。

米国基準についての詳細な情報、過去情報は
[あずさ監査法人のウェブサイト \(米国基準\)](#)へ

■ KPMG会計・監査AtoZアプリのご紹介

あずさ監査法人が提供する会計情報アプリ「KPMG会計・監査AtoZ」では、いつでも・どこでも日本基準、修正国際基準、IFRS、そして米国基準に関する会計・監査情報を閲覧できるほか、動画による解説コンテンツを視聴することができます。

【最近公開した主な動画解説コンテンツ】

- [オンライン解説 2015年11月 IASB会議速報](#)
- [オンライン解説 【速報】公開草案 投資不動産の振替 \(IAS第40号の改訂案\)](#)
- [オンライン解説 2015年11月 IFRS-IC会議速報](#)
- [オンライン解説 【速報】公開草案 IFRSの年次改善 \(2014-2016年サイクル\)](#)
- [オンライン解説 【速報】IFRIC解釈指針案 法人所得税の処理における不確実性](#)



編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

azsa-accounting@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供できるよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降における正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2016 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.

各基準についてのより詳細な情報、過去情報は、あずさ監査法人のウェブサイトをご確認ください。

- [あずさ監査法人トップページ \(Link\)](#)
- [日本基準 \(Link\)](#)
- [修正国際基準 \(Link\)](#)
- [IFRS \(Link\)](#)
- [米国基準 \(Link\)](#)